

第五章

要介護高齢者の推計と介護サービスの 供給量の見込み

1. 要介護高齢者の推移と今後の見込み

(1) 第1号被保険者数と要介護認定者数の推移と見込み

- 要介護認定者数は、住民基本台帳に登録をしている高齢者（区外からの住所地特例適用者を除く）に、住所地特例の適用者を加えた第1号被保険者数を基礎として推計を行いました。
- これまでの実績をふまえ、第七期および2025（平成37）年度については下表のとおり推計しました。2018（平成30）年度には75歳以上の高齢者人口が65～74歳の高齢者人口を上回り、それに合わせて認定率も急激な上昇が見込まれます。

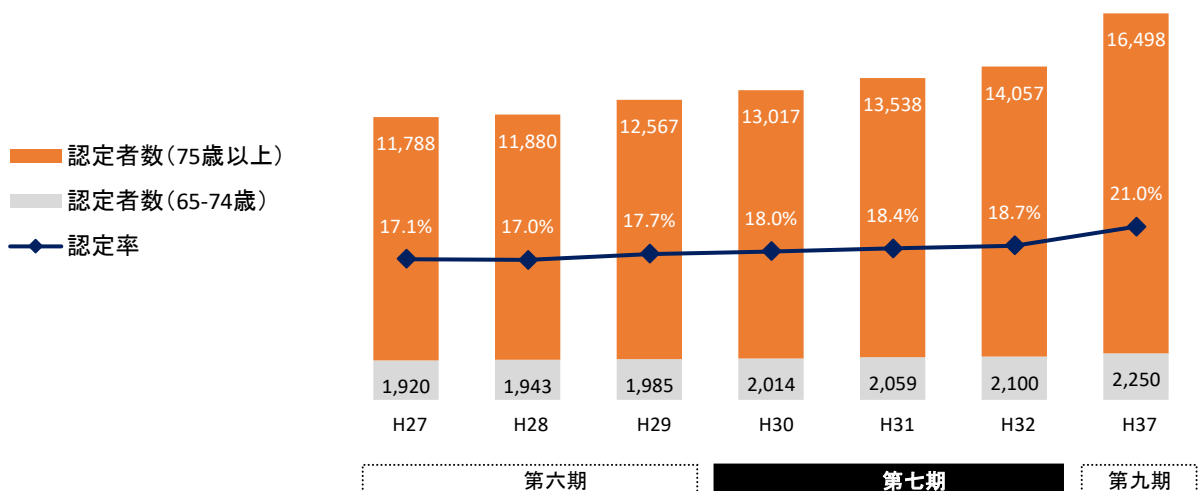
■品川区の第1号被保険者数、第1号認定者数、認定率の推移と推計

（単位：人）

	第六期			第七期			第九期
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
第1号被保険者	80,246	81,452	82,206	83,554	84,953	86,403	89,275
65-74歳	41,895	41,836	41,324	41,241	41,159	41,077	40,173
75歳以上	38,351	39,616	40,882	42,313	43,794	45,327	49,102
第1号認定者 （認定率）	13,708 （17.1%）	13,823 （17.0%）	14,552 （17.7%）	15,031 （18.0%）	15,597 （18.4%）	16,157 （18.7%）	18,748 （21.0%）
65-74歳	1,920	1,943	1,985	2,014	2,059	2,100	2,250
75歳以上	11,788	11,880	12,567	13,017	13,538	14,057	16,498

* 各年度10月1日時点での地域包括「見える化」システムによる集計または推計値

* 端数処理の都合上、合計と一致しないことがあります。



* 第1号被保険者数：区内65歳以上高齢者（区外からの住所地特例適用者を除く）と住所地特例適用者を加えた品川区の被保険者の資格を有する者の数

* 認定率(%) = (要支援・要介護認定者数 ÷ 第1号被保険者数) × 100

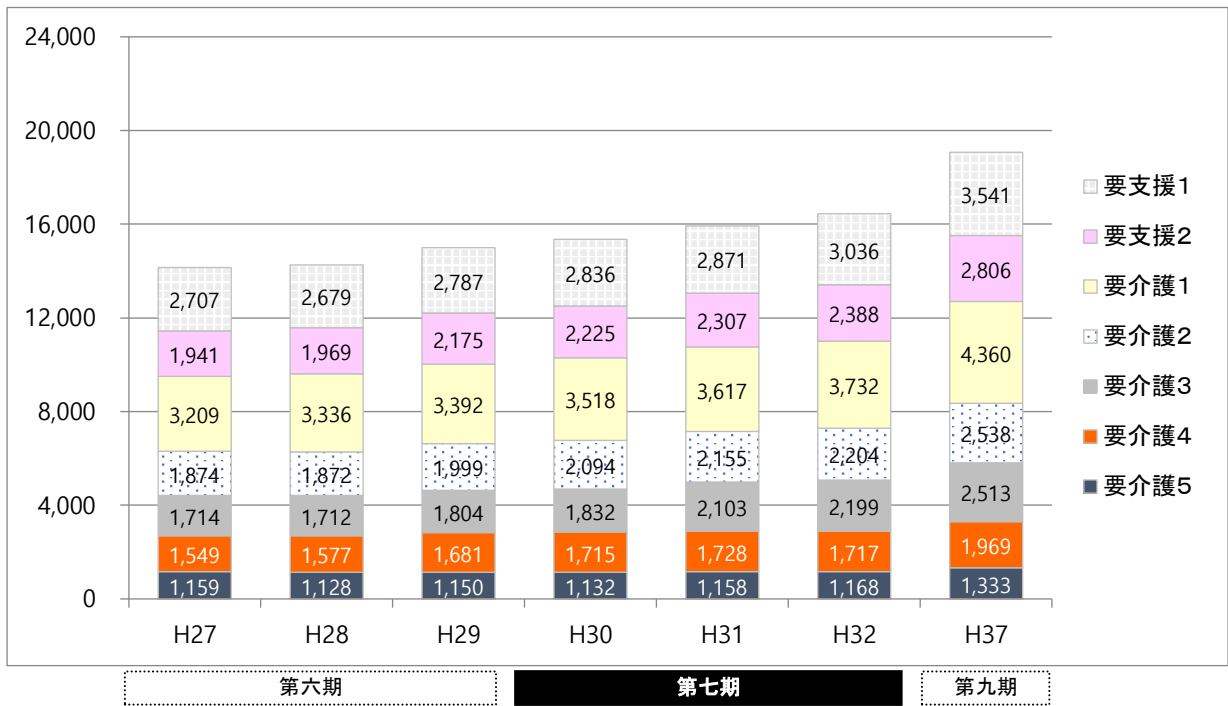
■ 要介護度別認定者の推移と見込み

(単位：人)

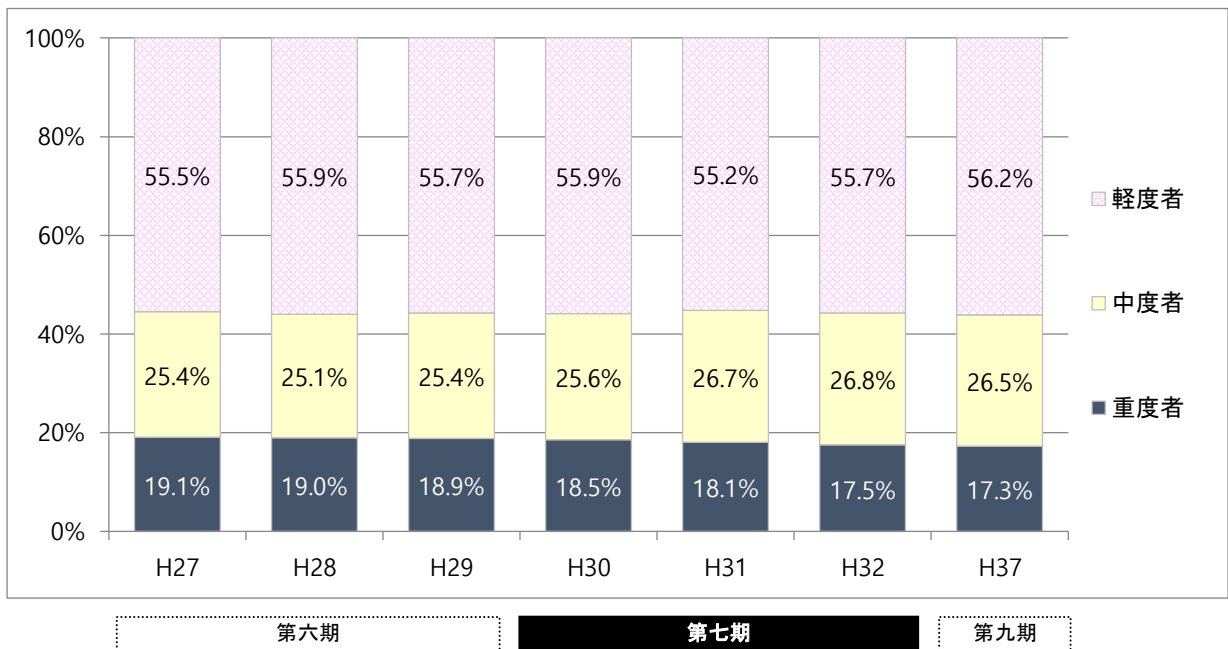
	第六期			第七期			第九期
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
合計	14,153	14,273	14,988	15,352	15,939	16,444	19,060
要支援	4,648 32.8%	4,648 32.6%	4,962 33.1%	5,061 33.0%	5,178 32.5%	5,424 33.0%	6,347 33.3%
要支援1	2,707 19.1%	2,679 18.8%	2,787 18.6%	2,836 18.5%	2,871 18.0%	3,036 18.5%	3,541 18.6%
要支援2	1,941 13.7%	1,969 13.8%	2,175 14.5%	2,225 14.5%	2,307 14.5%	2,388 14.5%	2,806 14.7%
要介護	9,505 67.2%	9,625 67.4%	10,026 66.9%	10,291 67.0%	10,761 67.5%	11,020 67.0%	12,713 66.7%
要介護1	3,209 22.7%	3,336 23.4%	3,392 22.6%	3,518 22.9%	3,617 22.7%	3,732 22.7%	4,360 22.9%
要介護2	1,874 13.2%	1,872 13.1%	1,999 13.3%	2,094 13.6%	2,155 13.5%	2,204 13.4%	2,538 13.3%
要介護3	1,714 12.1%	1,712 12.0%	1,804 12.0%	1,832 11.9%	2,103 13.2%	2,199 13.4%	2,513 13.2%
要介護4	1,549 10.9%	1,577 11.0%	1,681 11.2%	1,715 11.2%	1,728 10.8%	1,717 10.4%	1,969 10.3%
要介護5	1,159 8.2%	1,128 7.9%	1,150 7.7%	1,132 7.4%	1,158 7.3%	1,168 7.1%	1,333 7.0%

* 端数処理の都合上、合計と一致しないことがあります。

■ 要介護度別認定者の推移と見込み（グラフ）



■ 要介護認定者に見る重中軽度の割合の推移と見込み



* 軽度者：要支援1・2、要介護1の合計 中度者：要介護2・3の合計 重度者：要介護4・5の合計
 * 端数処理の都合上、合計と一致しないことがあります。

(2) 居所別の要介護認定者数の推移と見込み

- 要介護認定申請時の状況を居所別推移で見ると、2017（平成 29）年度では、在宅が 65.6%、介護保険 3 施設に特定施設等（ケアハウス・有料老人ホーム・グループホーム）を加えた施設入所（居）者は 20.0%、その他施設（医療保険適用機関の入院者等）が 14.4%となっています。
- 第七期においても在宅生活者の割合は 66%程度で安定的に推移していくものと見込んでいます。介護保険施設については、特別養護老人ホームの開設が予定されていることから微増を見込み、特定施設等については、これまでと同様の伸びを見込んでいます。
- 第八期以降については、地域包括ケアシステムの推進により、在宅の割合がさらに増えていくと見込んでいます。相対的に施設の割合は減少を見込んでいますが、特定施設等については引き続き増加を見込んでいます。

■ 居所別の要介護認定者数の推移と見込み

(単位：人)

	第六期			第七期			第九期
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
合 計	14,153 100.0%	14,273 100.0%	14,988 100.0%	15,352 100.0%	15,939 100.0%	16,444 100.0%	19,060 100.0%
在 宅	9,327 65.9%	9,479 66.4%	9,831 65.6%	10,132 66.0%	10,520 66.0%	10,853 66.0%	12,866 67.5%
施 設	1,413 10.0%	1,436 10.1%	1,428 9.5%	1,504 9.8%	1,594 10.0%	1,644 10.0%	1,830 9.6%
特別養護老人ホーム	741 5.2%	768 5.4%	783 5.2%	783 5.1%	829 5.2%	855 5.2%	953 5.0%
介護老人保健施設	547 3.9%	543 3.8%	515 3.4%	599 3.9%	638 4.0%	658 4.0%	724 3.8%
療養病床	125 0.9%	125 0.9%	130 0.9%	123 0.8%	128 0.8%	132 0.8%	152 0.8%
特定施設等	1,449 10.2%	1,519 10.6%	1,573 10.5%	1,643 10.7%	1,737 10.9%	1,809 11.0%	2,192 11.5%
病院・その他施設	1,964 13.9%	1,839 12.9%	2,156 14.4%	2,073 13.5%	2,088 13.1%	2,138 13.0%	2,173 11.4%

* 特定施設等とは、ケアハウス・有料老人ホーム・グループホーム

* 病院・その他施設は、医療保険適用機関の入院者等

* 30 年度以降は、29 年度までの居宅ケアプラン作成実績件数やケアハウス・有料老人ホーム・グループホームの利用者増と施設サービスの整備供給量等をふまえた上での推計

* 端数処理の都合上、合計と一致しないことがあります。

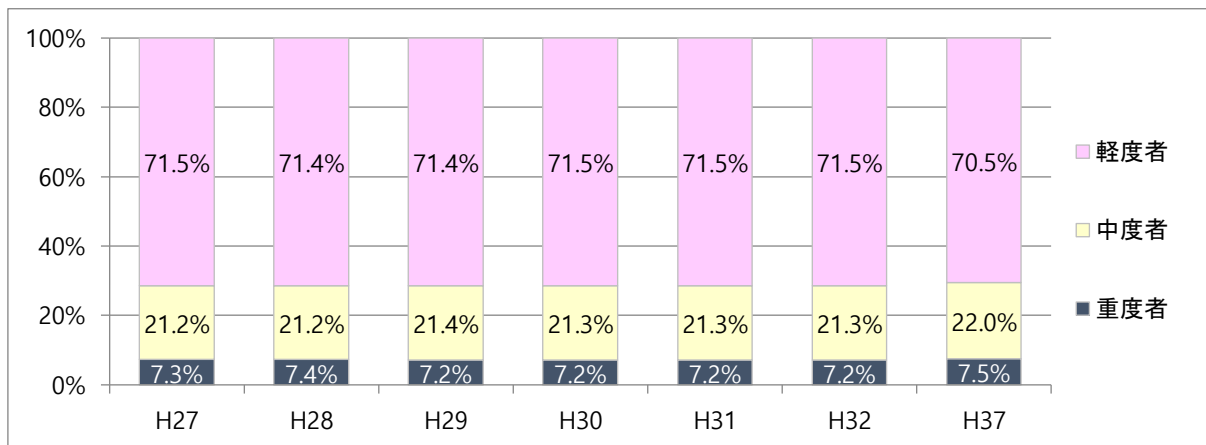
(3) 在宅の要介護度別認定者数の推移と見込み

(単位：人)

	第六期			第七期			第九期
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
A. 認定者総数	14,153	14,273	14,988	15,352	15,939	16,444	19,060
B. 在宅の認定者数	9,327	9,479	9,831	10,132	10,520	10,853	12,866
(B/A)	100.0% (65.9%)	100.0% (66.4%)	100.0% (65.6%)	100.0% (66.0%)	100.0% (66.0%)	100.0% (66.0%)	100.0% (67.5%)
要支援	4,239 45.4%	4,252 44.9%	4,466 45.4%	4,610 45.5%	4,786 45.5%	4,938 45.5%	5,661 44.0%
要支援1	2,520 27.0%	2,472 26.1%	2,552 26.0%	2,634 26.0%	2,735 26.0%	2,822 26.0%	3,216 25.0%
要支援2	1,719 18.4%	1,780 18.8%	1,914 19.5%	1,976 19.5%	2,051 19.5%	2,116 19.5%	2,444 19.0%
要介護	5,088 54.6%	5,227 55.1%	5,365 54.6%	5,522 54.5%	5,733 54.5%	5,915 54.5%	7,205 56.0%
要介護1	2,427 26.0%	2,514 26.5%	2,558 26.0%	2,634 26.0%	2,735 26.0%	2,822 26.0%	3,409 26.5%
要介護2	1,188 12.7%	1,205 12.7%	1,274 13.0%	1,307 12.9%	1,357 12.9%	1,400 12.9%	1,737 13.5%
要介護3	791 8.5%	808 8.5%	828 8.4%	851 8.4%	884 8.4%	912 8.4%	1,094 8.5%
要介護4	389 4.2%	405 4.3%	411 4.2%	426 4.2%	442 4.2%	456 4.2%	579 4.5%
要介護5	293 3.1%	295 3.1%	294 3.0%	304 3.0%	316 3.0%	326 3.0%	386 3.0%

* 居宅介護支援事業所または地域包括支援センターにて作成されたケアプランや予防プランに基づき、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与などを利用している認定者。特定施設やグループホームの利用者は除く。
* 端数処理の都合上、合計と一致しないことがあります。

■在宅の要介護認定者にみる重中軽度の割合の推移と見込み



* 軽度者：要支援1、要支援2、要介護1の合計。中度者：要介護2、要介護3の合計。重度者：要介護4、要介護5の合計。
* 端数処理の都合上、合計と一致しないことがあります。

2. 介護サービス量の推移と今後の見込み

(1) 介護給付サービスの利用者数の推移と見込み一覧

- 各サービスの見込み量は、サービス利用実績の推移、各種調査による今後の利用希望や供給者の動向などのほか、2018（平成 30）年度介護報酬改定の影響を見込み、需要量および供給量を総合的に推計しています。
- 2015（平成 27）年度から 2017（平成 29）年度は実績における月平均利用者数を示しています。
- 2018（平成 30）年度以降は、これまでの実績をふまえて推計値を示しています。

■ 居宅サービスの推移と見込み

（単位：人／月）

	第六期			第七期			第九期
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
介護給付							
居宅介護支援	4,912	5,126	5,244	5,483	5,610	5,761	6,204
訪問介護	2,428	2,510	2,595	2,647	2,700	2,754	2,922
訪問入浴介護	283	251	239	242	248	254	284
訪問看護	1,407	1,530	1,563	1,567	1,640	1,703	1,865
訪問リハビリテーション	51	66	109	104	115	126	162
居宅療養管理指導	2,650	2,865	3,021	3,190	3,286	3,385	3,699
通所介護	2,758	2,281	2,378	2,381	2,543	2,616	3,020
通所リハビリテーション	263	257	281	291	313	333	396
短期入所生活介護	447	486	514	537	564	576	629
短期入所療養介護	60	60	64	56	62	62	76
福祉用具貸与	3,206	3,405	3,571	3,694	3,783	3,884	4,174
特定福祉用具購入費	83	75	77	80	85	91	96
住宅改修費	59	48	56	61	63	65	84
特定施設入居者生活介護	1,279	1,323	1,370	1,389	1,410	1,431	1,496
予防給付							
介護予防支援	1,456	1,488	1,611	1,651	1,695	1,735	1,868
介護予防訪問介護	135	27	15	地域支援事業に完全移行			
介護予防訪問入浴介護	1	2	2	2	2	2	2
介護予防訪問看護	284	341	426	473	505	534	679
介護予防訪問リハビリテーション	3	7	15	16	17	18	21

■第五章 要介護高齢者の推計と介護サービスの供給量の見込み

介護予防居宅療養管理指導	281	297	368	408	446	485	620
介護予防通所介護	164	17	8	地域支援事業に完全移行			
介護予防通所リハビリテーション	58	59	71	70	73	77	87
介護予防短期入所生活介護	23	21	32	35	42	45	59
介護予防短期入所療養介護	0	1	3	4	4	5	5
介護予防福祉用具貸与	1,025	1,196	1,344	1,420	1,454	1,486	1,601
特定介護予防福祉用具購入費	32	28	31	33	35	38	43
介護予防住宅改修	38	29	39	39	41	42	46
介護予防特定施設入居者生活介護	187	176	211	208	212	216	230

■ 地域密着型サービスの推移と見込み

(単位：人/月)

	第六期			第七期			第九期
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
介護給付							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	23	29	29	29	30	30	45
夜間対応型訪問介護	86	83	77	83	84	84	100
認知症対応型通所介護	293	282	292	313	319	326	359
小規模多機能型居宅介護	145	142	157	173	178	182	199
認知症高齢者グループホーム	221	226	230	233	236	238	260
地域密着型特定施設	47	47	47	49	52	55	81
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	27	29	29	29	29	29	34
看護小規模多機能型居宅介護	6	22	26	51	53	55	80
地域密着型通所介護		843	860	898	937	973	1,176
予防給付							
介護予防認知症対応型通所介護	1	1	1	2	2	2	3
介護予防小規模多機能型居宅介護	5	5	4	5	5	5	6
介護予防認知症高齢者グループホーム	0	1	0	0	0	0	0

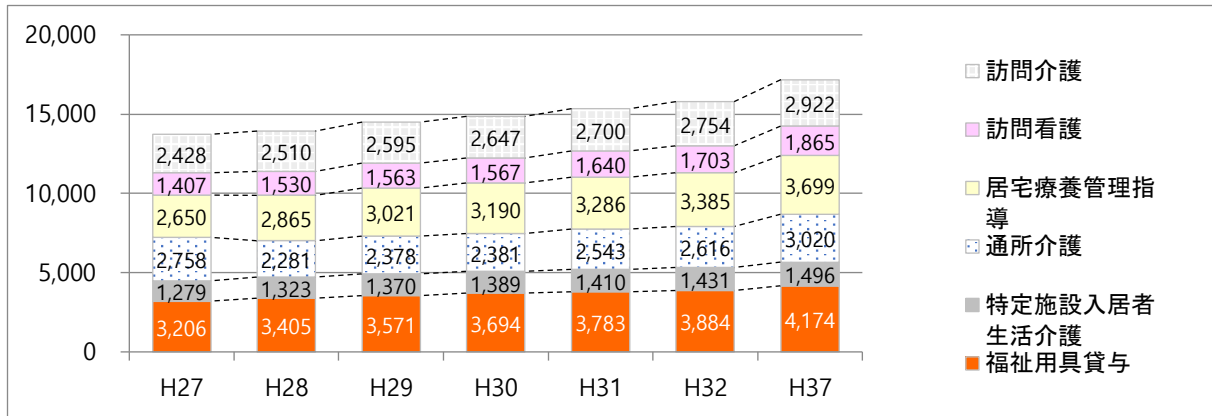
■施設サービスの推移と見込み

(単位：人/月)

	第六期			第七期			第九期
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
特別養護老人ホーム	938	999	1,085	1,137	1,180	1,202	1,334
介護老人保健施設	617	581	562	642	670	675	684
介護療養型医療施設	192	174	157	160	158	156	

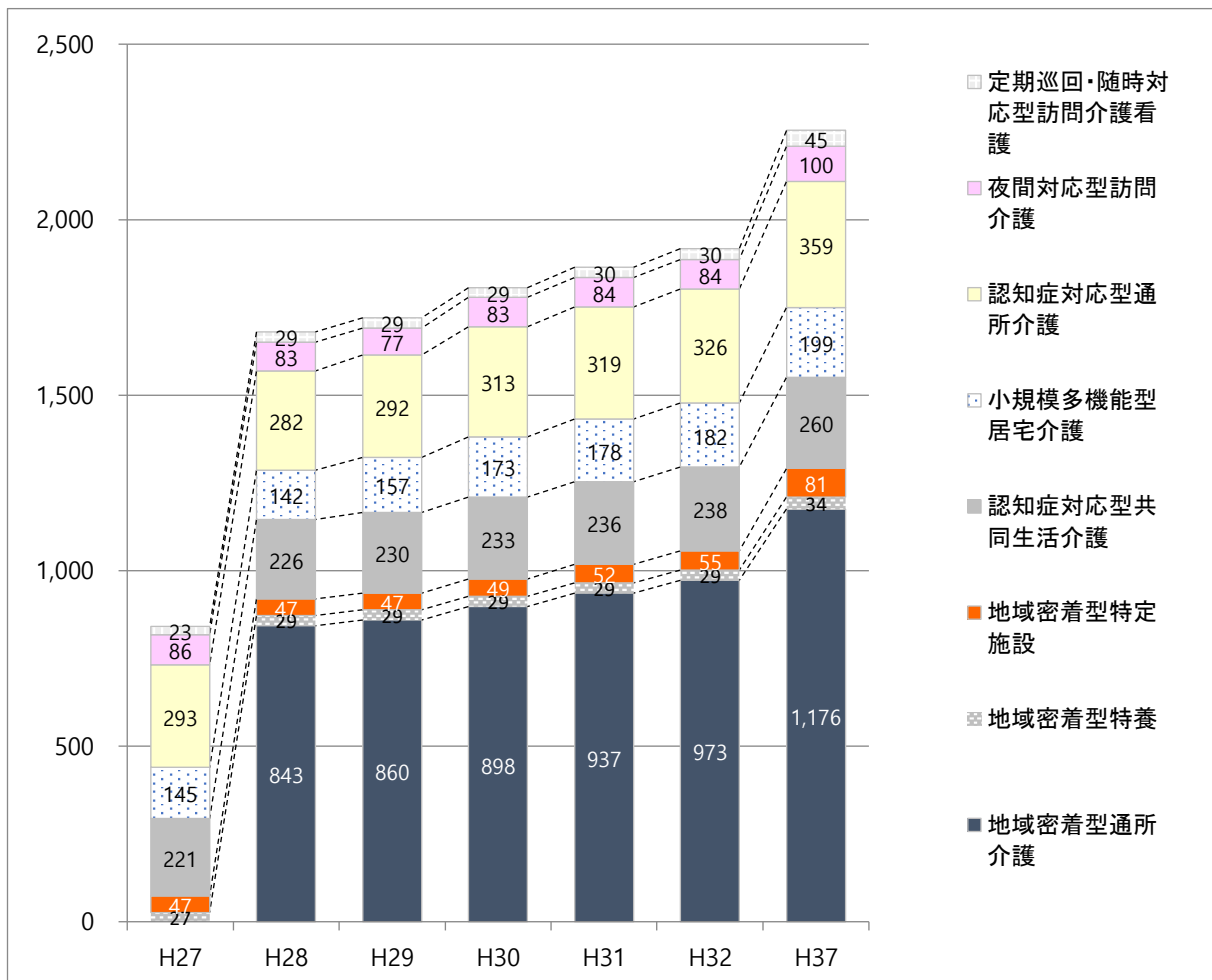
■主な居宅サービスの推移と見込み（介護給付）

（単位：人／月）



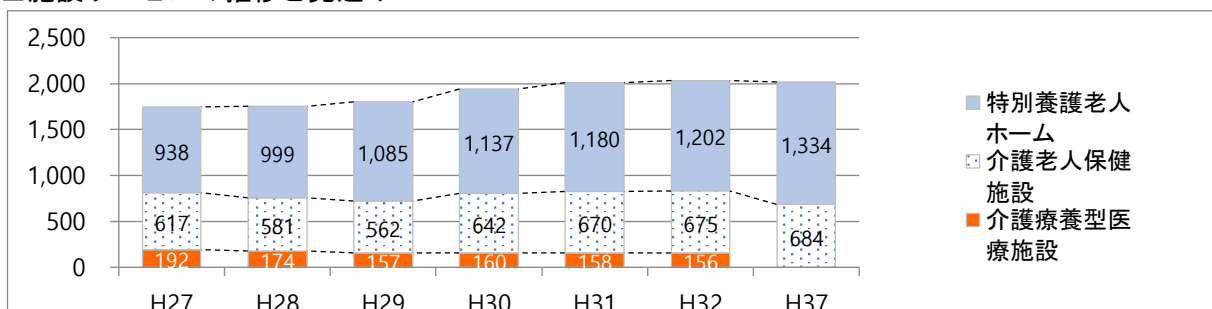
■地域密着型サービスの推移と見込み（介護給付）

（単位：人／月）



■施設サービスの推移と見込み

（単位：人／月）



(2) 居宅サービス量の推移と見込み（サービス別）

1) 居宅介護支援・介護予防支援（ケアマネジメントおよび予防マネジメント）

- 区では、全 20 ヲ所の在宅介護支援センターを中心としてケアマネジメントを行う体制を整備し、今日まで在宅ケースの約 8 割のケアプラン・予防プランを作成し、ケアマネジメントの公平性・中立性を確保してきました。
- 2006（平成 18）年度に創設された予防給付ケアマネジメントは、在宅介護支援センターに予防マネジメントの機能を付加した地域包括支援センターが行い、介護給付および予防給付に関する着実なケアマネジメントを実施しています。
- 要介護認定者数の増加等の要因から、ケアマネジメント件数は増加傾向にあり、在宅介護支援センターだけではなく、民間の居宅介護支援事業所とも区が協力して居宅介護支援を進めていく必要があります。
- 2015（平成 27）年度から介護予防支援の一部が地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業に移行したため、予防給付ケアマネジメントの件数は第五期から減少したものの、第六期以降は増加傾向にあり、今後も利用増を見込みます。
- 居宅介護支援についても、引き続き在宅でのケアマネジメントの需要は増加が予想されており、利用増を見込みます。
- ケアマネジメントの質の向上を図るため、地域ケア会議を活用した医療分野との協力・連携を推進し、認知症高齢者の重度化防止に努めるとともに、重度化予防や適切なケアプラン作成に留意し、在宅介護支援システムを一層強化していきます。

■月平均件数の推移と見込み

（単位：件／月）

	第六期			第七期			第九期
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
合計件数	6,368	6,614	6,855	7,134 (104)	7,305 (107)	7,496 (109)	8,072 (118)
介護予防支援	1,456	1,488	1,611	1,651 (102)	1,695 (105)	1,735 (108)	1,868 (116)
居宅介護支援	4,912	5,126	5,244	5,483 (105)	5,610 (107)	5,761 (110)	6,204 (118)

*（ ）は H29 に対する指数

* 27～29 年度の各数値は、各年度 9 月末時点での集計値

2) 訪問介護・介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）

- 訪問介護は、在宅介護における基本的かつ中心的サービスであり、介護保険制度の開始当初から在宅介護支援センターに品川区ヘルプステーションを併設することで、基盤整備を進めてきました。また、民間事業者とも円滑な連携を図っています。
- 2015（平成 27）年度制度改正にともない、2018（平成 30）年度から予防給付は地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業に完全移行しています。
- 市町村特別給付の活用と合わせ適切なケアマネジメントの強化により、在宅生活を支援するとともに、重度化防止の観点から一層の自立支援となる介護を目指します。

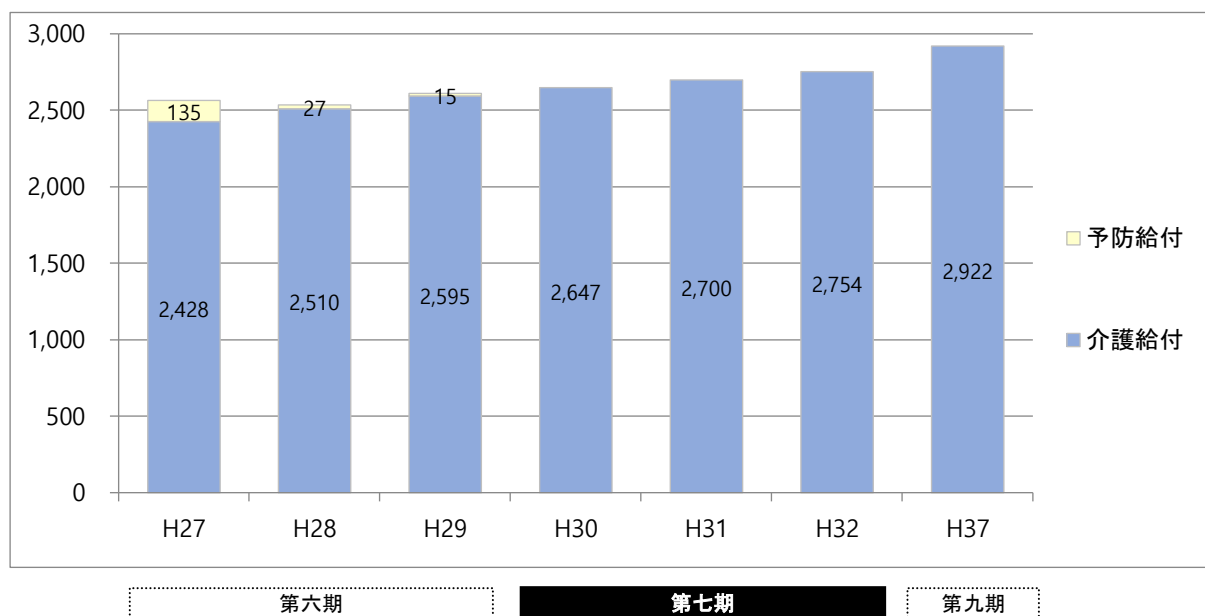
■月平均件数の推移と見込み

（単位：件／月）

	第六期			第七期			第九期
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
合計件数	2,563	2,537	2,610	2,647 (101)	2,700 (103)	2,754 (106)	2,922 (112)
介護予防訪問介護	135	27	15	（地域支援事業に移行）			
訪問介護	2,428	2,510	2,595	2,647 (102)	2,700 (104)	2,754 (106)	2,922 (113)

* () は H29 に対する指数

* 27～29 年度の各数値は、各年度 9 月末時点での集計値



3) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

- 居宅介護の重度者を中心として一定の利用水準で推移していますが、微減傾向にあります。
- 在宅介護の重度化傾向に対応していくため重要なサービスですが、実績をふまえ、第七期については、介護給付は微増、また、予防給付は第六期とほぼ同水準での推移を見込みます。

■月平均件数の推移と見込み

(単位：件/月)

	第六期			第七期			第九期
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
合計件数	284	253	241	244 (101)	250 (104)	256 (106)	286 (119)
介護予防訪問入浴介護	1	2	2	2 (100)	2 (100)	2 (100)	2 (100)
訪問入浴介護	283	251	239	242 (101)	248 (104)	254 (106)	284 (119)

* () は H29 に対する指数

* 27～29 年度の各数値は、各年度 9 月末時点での集計値

4) 訪問看護・介護予防訪問看護・
訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

- 在宅療養を支援する訪問看護はサービスとして定着し、医師会立訪問看護ステーションをはじめとした一定のサービス提供基盤が整備され、サービス量も増加しています。
- 訪問看護サービスは、重度化を予防するとともに、医療的な処置を必要とする要介護者の増加に対し、今後も在宅生活を支える重要な在宅サービスの一つで利用増が見込まれます。
- 訪問リハビリテーションは医療機関のみが提供する利用者宅におけるリハビリテーションで、サービス量はほぼ安定して推移しています。
- 訪問リハビリテーションは、訪問看護と同様に重度化を予防し、今後も在宅生活を支える貴重な在宅サービスの一つです。これまでの実績推移をふまえ介護給付、予防給付ともに一定の利用増を見込みます。

■訪問看護の月平均件数の推移と見込み

(単位：件/月)

	第六期			第七期			第九期
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
合計件数	1,691	1,871	1,989	2,040 (103)	2,145 (108)	2,237 (112)	2,544 (128)
介護予防訪問看護	284	341	426	473 (111)	505 (119)	534 (125)	679 (159)
訪問看護	1,407	1,530	1,563	1,567 (100)	1,640 (105)	1,703 (109)	1,865 (119)

* () は H29 に対する指数

* 27～29 年度の各数値は、各年度 9 月末時点での集計値

■訪問リハビリテーションの月平均件数の推移と見込み

(単位：件/月)

	第六期			第七期			第九期
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
合計件数	54	73	124	120 (97)	132 (106)	144 (116)	183 (148)
介護予防訪問リハビリテーション	3	7	15	16 (107)	17 (113)	18 (120)	21 (140)
訪問リハビリテーション	51	66	109	104 (95)	115 (106)	126 (116)	162 (149)

* () は H29 に対する指数

* 27～29 年度の各数値は、各年度 9 月末時点での集計値

5) 居宅療養管理指導および介護予防居宅療養管理指導

- 区内に所在する病院・診療所、薬局を中心に退院後や通院困難な要介護・要支援高齢者に対して在宅療養上の管理指導を行うもので、利用実績は着実に増加しています。
- 第七期は、医療と介護の連携をいっそう推進していくことから、居宅療養管理指導は要介護・要支援高齢者の今後の在宅療養を支える重要なサービスとして期待されており、利用増を見込みます。

■月平均件数の推移と見込み

(単位：件/月)

	第六期			第七期			第九期
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
合計件数	2,931	3,162	3,389	3,598 (106)	3,732 (110)	3,870 (114)	4,319 (127)
介護予防居宅療養管理指導	281	297	368	408 (111)	446 (121)	485 (132)	620 (168)
居宅療養管理指導	2,650	2,865	3,021	3,190 (106)	3,286 (109)	3,385 (112)	3,699 (122)

* () は H29 に対する指数

* 27～29 年度の各数値は、各年度 9 月末時点での集計値

6) 通所介護および介護予防通所介護（デイサービス）

- 通所介護事業所は区立の在宅サービスセンターをはじめ、入浴や食事を提供する事業所や、リハビリに特化した短時間のサービスを提供する事業所など、様々なタイプの民間事業所も整備されています。
- 訪問介護と同様に、在宅介護の基本的なサービスとして位置付けられ、運動器の機能向上、栄養改善など在宅生活の継続に欠かせない重度化防止の機能を担っています。高齢者増とともにサービス利用者も増加傾向にあり、機能の強化が求められています。
- 2015（平成 27）年度制度改正にともない、2018（平成 30）年度から予防給付は地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業に完全移行しています。

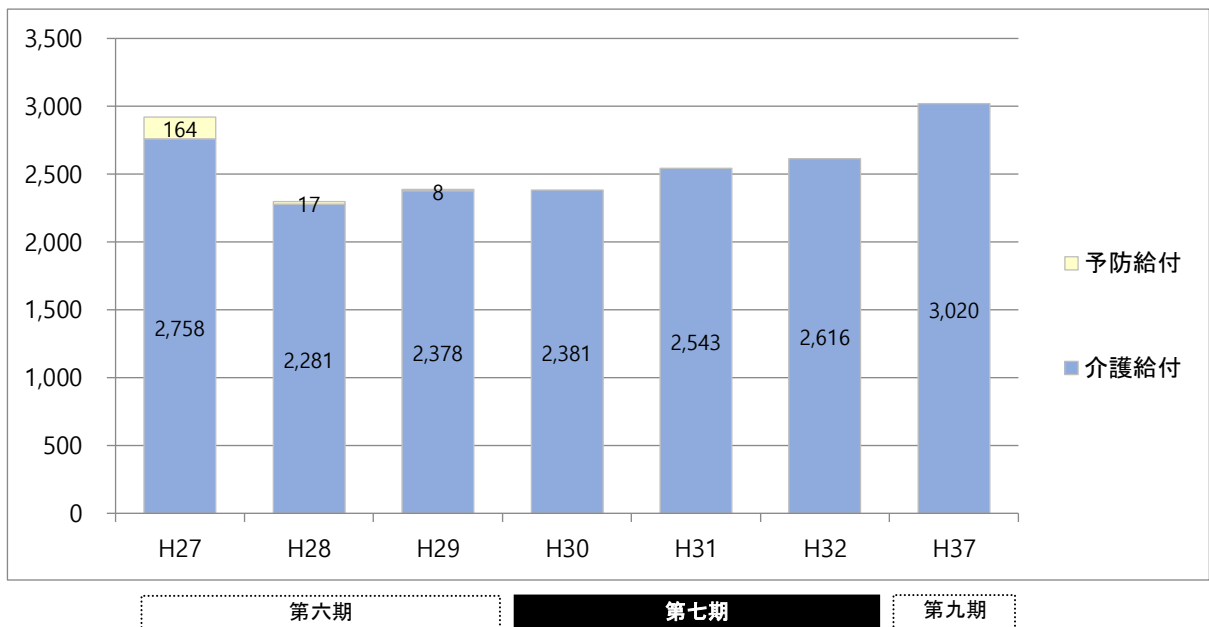
■月平均件数の推移と見込み

(単位：件/月)

	第六期			第七期			第九期
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
合計件数	2,922	2,298	2,386	2,381 (100)	2,543 (107)	2,616 (110)	3,020 (127)
介護予防通所介護	164	17	8	(地域支援事業に完全移行)			
通所介護	2,758	2,281	2,378	2,381 (100)	2,543 (107)	2,616 (110)	3,020 (127)

* () は H29 に対する指数

* 27～29 年度の各数値は、各年度 9 月末時点での集計値



7) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

- 老人保健施設「ケアセンター南大井」は、区内リハビリテーションの中核拠点として位置付け、在宅復帰や身体機能の維持向上に向けた機能訓練を行い、通所介護と同様、高齢者の在宅生活を支援する重要なサービス基盤となっています。
- 急性期の治療を終え、在宅療養を送る上での回復期リハビリテーションの重要性にかんがみ、一定の利用者増を見込みます。
- 在宅生活の継続や自立支援に向け、ニーズはさらに増加が見込まれるため、ケアセンター南大井を中心として、医療機関などとの連携を強化しつつ、適切なケアマネジメントのもとでのリハビリメニューの充実に努めます。

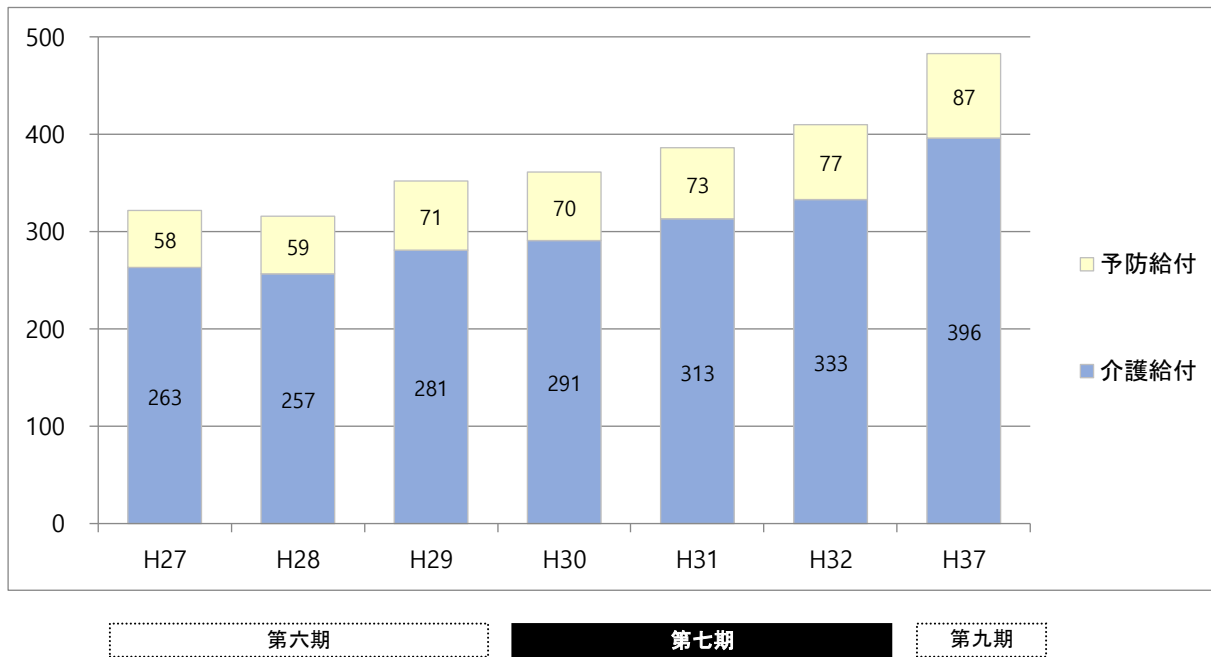
■月平均件数の推移と見込み

(単位：件/月)

	第六期			第七期			第九期
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
合計件数	321	316	352	361 (103)	386 (110)	410 (116)	483 (137)
介護予防通所リハビリテーション	58	59	71	70 (99)	73 (103)	77 (108)	87 (123)
通所リハビリテーション	263	257	281	291 (104)	313 (111)	333 (119)	396 (141)

* () は H29 に対する指数

* 27～29 年度の各数値は、各年度 9 月末時点での集計値



8) 短期入所・介護予防短期入所（ショートステイ）

- 区内では第六期までに、特別養護老人ホーム 11 施設と老人保健施設 1 施設に併設して整備されています。
- 心身に起こる障害の重度化や同居親族の高齢化や就労等、ニーズの多様化により、サービス利用日数は増加傾向にあります。医療的なケアを必要とする人の短期入所療養介護が不足していると言われており、基盤整備が課題となっています。
- 短期入所生活介護については介護給付の増加を見込み、短期入所療養介護については、ほぼ横ばいを見込んでいます。引き続き、特別養護老人ホームの空きベッドの活用を図り、短期入所生活介護の新規整備とともに、在宅介護を支える重要なサービスとして供給量を確保していきます。

■短期入所生活介護の月平均件数の推移と見込み

(単位：件/月)

	第六期			第七期			第九期
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
合計件数	470	507	546	572 (105)	606 (111)	621 (114)	688 (126)
介護予防短期入所生活介護	23	21	32	35 (109)	42 (131)	45 (141)	59 (184)
短期入所生活介護	447	486	514	537 (104)	564 (110)	576 (112)	629 (122)

* () は H29 に対する指数

* 27～29 年度の各数値は、各年度 9 月末時点での集計値

■短期入所療養介護の月平均件数の推移と見込み

(単位：件/月)

	第六期			第七期			第九期
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
合計件数	60	61	67	60 (90)	66 (99)	67 (100)	81 (121)
介護予防短期入所療養介護	0	1	3	4 (133)	4 (133)	5 (167)	5 (167)
短期入所療養介護	60	60	64	56 (88)	62 (97)	62 (97)	76 (119)

* () は H29 に対する指数

* 27～29 年度の各数値は、各年度 9 月末時点での集計値

9) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

- 高齢者の住まいが多様化し、在宅生活が困難になった高齢者の受け皿として第六期までに入居利用者が増加し、介護給付は著しい伸びを示しています。
- 区内では第六期までに 13 施設 735 人（うち地域密着型 2 カ所、58 人）が整備されています。特定施設は区外施設の利用者も多いことから、今後の高齢者増を背景に、介護給付は利用増、予防給付はほぼ横ばいを見込んでいます。

■月平均件数の推移と見込み

(単位：件/月)

	第六期			第七期			第九期
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
合計件数	1,466	1,499	1,581	1,597 (101)	1,622 (103)	1,647 (104)	1,726 (109)
介護予防特定施設入居者生活介護	187	176	211	208 (99)	212 (100)	216 (102)	230 (109)
特定施設入居者生活介護	1,279	1,323	1,370	1,389 (101)	1,410 (103)	1,431 (104)	1,496 (109)

* () は H29 に対する指数

* 27～29 年度の各数値は、各年度 9 月末時点での集計値

10) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

- 高齢者の増加により、利用者は増加傾向にあります。今後も介護給付、予防給付とも利用者数の増加が見込まれます。
- 高齢者の状態像の把握や福祉用具の必要性の検討、福祉用具の安全性を意識した製品の選択をふまえ、適切なケアマネジメントのもとで、事業者によるサービス計画の策定、定期的な利用者宅の訪問による点検や指導などを通じて適切な利用の普及を図っていきます。

■月平均件数の推移と見込み

(単位：件/月)

	第六期			第七期			第九期
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
合計件数	4,231	4,601	4,915	5,114 (104)	5,237 (107)	5,370 (109)	5,775 (117)
介護予防福祉用具貸与	1,025	1,196	1,344	1,420 (106)	1,454 (108)	1,486 (111)	1,601 (119)
福祉用具貸与	3,206	3,405	3,571	3,694 (103)	3,783 (106)	3,884 (109)	4,174 (117)

* () は H29 に対する指数

* 27～29 年度の各数値は、各年度 9 月末時点での集計値

1 1) 特定福祉用具販売・介護予防特定福祉用具販売

- 利用者は概ね横ばい傾向ですが、高齢者の状態像に応じた製品指定と適切な利用の周知徹底を図っていきます。
- 介護給付、予防給付ともに利用者の微増を見込んでいます。

■月平均件数の推移と見込み

(単位：件/月)

	第六期			第七期			第九期
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
合計件数	115	103	108	113 (105)	120 (111)	129 (119)	139 (129)
特定介護予防福祉用具購入費	32	28	31	33 (106)	35 (113)	38 (123)	43 (139)
特定福祉用具購入費	83	75	77	80 (104)	85 (110)	91 (118)	96 (125)

* () は H29 に対する指数

* 27～29 年度の各数値は、各年度 9 月末時点での集計値

1 2) 住宅改修・介護予防住宅改修

- 第六期において利用者数はほぼ横ばいですが、住宅改修アドバイザー派遣制度等を活用し、必要かつ適切な改修内容の事前検証を強化していくとともに、第七期は一定の利用者増を見込みます。

■月平均件数の推移と見込み

(単位：件/月)

	第六期			第七期			第九期
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
合計件数	97	77	95	100 (105)	104 (109)	107 (113)	130 (137)
介護予防住宅改修	38	29	39	39 (100)	41 (105)	42 (108)	46 (118)
住宅改修費	59	48	56	61 (109)	63 (113)	65 (116)	84 (150)

* () は H29 に対する指数

* 27～29 年度の各数値は、各年度 9 月末時点での集計値

(3) 地域密着型サービス

1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、2012（平成 24）年度から創設されたサービスです。区では 2010（平成 22）年度から国のモデル事業の指定を受けて、定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの提供体制、効果、提供方法、費用等について検討と実績を重ねてきました。
- これまでの実績から、効果的なサービス提供・随時コールの対応などにより、本人のADLの向上、介護者の安心感、介護者の負担軽減などが図られるケースがあることが明らかとなりました。
- 区では事業者の負担軽減など効率的な運用のために、地域の訪問介護事業所との連携による独自のサービス提供体制を整備しています。今後も引き続き総合的なサービス提供のあり方を検証していきます。
- 本サービスは「地域包括ケアシステム」の基幹サービスに位置付けられており、今後も重度者対応の必要性から一定の利用者数を見込みます。

■月平均件数の推移と見込み

（単位：件／月）

	第六期			第七期			第九期
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	23	29	29	29 (100)	30 (103)	30 (103)	45 (155)

* () は H29 に対する指数

* 27～29 年度の各数値は、各年度 9 月末時点での集計値

2) 夜間対応型訪問介護

- 要介護高齢者を対象に、夜間帯（22 時から翌 6 時）において、定期または居宅内に設置したケアコールに応じて必要によりヘルパーが訪問するサービスです。利用件数はわずかに減少傾向にありますが、退院直後の身体介護ニーズや要介護 4、5 の高齢者の深夜時間帯の介護ニーズに対応するサービスとして利用されています。
- ケースのニーズを見極め、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、訪問介護と組み合わせながらサービスを提供していきます。
- 深夜の突発的な介護ニーズや単身高齢者世帯の見守り、安否確認としての機能を重視し、一定の利用者増を見込んでいます。

■月平均件数の推移と見込み

(単位：件/月)

	第六期			第七期			第九期
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
夜間対応型訪問介護	86	83	77	83 (108)	84 (109)	84 (109)	100 (130)

* () は H29 に対する指数

* 27～29 年度の各数値は、各年度 9 月末時点での集計値

3) 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）

- 認知症高齢者を対象にした通所介護サービスで、区内の主要な在宅サービスセンターをはじめ民間事業所により、区内 12 ヲ所でサービスが行われています。
- 認知症に特化した小規模・少人数での個別ケアにより認知症高齢者の在宅生活を支える重要なサービスとなっています。
- 認知症高齢者の増加が顕著なため、一般型通所介護との差別化を図り、利用者にとってより適切な利用をマネジメントしていきます。地域における認知症ケアの拡充を推進する上で重要な介護サービスですが、基盤整備が必要なことから利用者は微増を見込んでいます。

■月平均件数の推移と見込み

(単位：件/月)

	第六期			第七期			第九期
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
合計件数	294	283	293	315 (108)	321 (110)	328 (112)	362 (124)
介護予防認知症対応型通所介護	1	1	1	2 (200)	2 (200)	2 (200)	3 (300)
認知症対応型通所介護	293	282	292	313 (107)	319 (109)	326 (112)	359 (123)

* () は H29 に対する指数

* 27～29 年度の各数値は、各年度 9 月末時点での集計値

4) 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

- 「通い」を基本として「泊まり」や「訪問」を柔軟に組み合わせながら、高齢者の生活形態や心身状況に応じてきめ細やかなサービスを提供し、在宅介護を支援するサービスです。地域における地域包括ケアの基盤拠点として位置付け、地域全体で認知症高齢者のサポートを図る普及啓発の場としての役割も担います。
- 区では、第六期までに 8 ヲ所が整備されています。地域に密着した新たな在宅介護サービスとして、徐々に効果が認知され利用者が増えています。

- サービスの基本理念と重要性をふまえ、第七期では新たに1カ所を整備し、利用者も増加を見込んでいます。

■月平均件数の推移と見込み

(単位：件/月)

	第六期			第七期			第九期
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
合計件数	150	147	161	178 (111)	183 (114)	187 (116)	205 (127)
介護予防小規模多機能型居宅介護	5	5	4	5 (125)	5 (125)	5 (125)	6 (150)
小規模多機能型居宅介護	145	142	157	173 (110)	178 (113)	182 (116)	199 (127)

- * () は H29 に対する指数
- * 27~29 年度の各数値は、各年度 9 月末時点での集計値

5) 認知症高齢者グループホームおよび介護予防認知症高齢者グループホーム

- サービス利用者は着実に増加しており、区では、計画的に整備し、認知症高齢者の地域生活を支援してきました。
- 地域における基本的な認知症ケア拠点として位置付け、第六期までに14カ所が整備されています。原則として(看護)小規模多機能型居宅介護と併設で整備を進めることとします。
- 利用実績をふまえ、利用者の微増を見込んでいます。地域における認知症ケアの基盤拠点として位置付け、地域全体で認知症高齢者のサポートを図る普及啓発の場としての役割も担います。

■月平均件数の推移と見込み

(単位：件/月)

	第六期			第七期			第九期
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
合計件数	221	227	230	233 (101)	236 (103)	238 (103)	260 (113)
介護予防認知症高齢者グループホーム	0	1	0	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
認知症高齢者グループホーム	221	226	230	233 (101)	236 (103)	238 (103)	260 (113)

- * () は H29 に対する指数
- * 27~29 年度の各数値は、各年度 9 月末時点での集計値

6) 地域密着型通所介護

- 2015（平成 27）年度制度改正により、定員 18 人以下のデイサービスは 2016（平成 28）年度より地域密着型通所介護となりました。利用実績、拠点の整備状況に応じて利用者増を見込んでいます。

■月平均件数の推移と見込み

（単位：件／月）

	第六期			第七期			第九期
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
地域密着型通所介護	—	843	860	898 (104)	937 (109)	973 (113)	1,176 (137)

*（ ）は H29 に対する指数

* 28、29 年度の各数値は、各年度 9 月末時点での集計値

7) 地域密着型特定施設入居者生活介護

- 定員 29 人以下の小規模の有料老人ホームやケアハウスとして、現在 2 カ所が整備されています。そのうち、旧都南病院跡地に開設したケアホーム東大井は、ケアハウス制度を活用した施設となっています。
- 区内 2 カ所の施設の稼働により、安定した利用増が見込まれます。

■月平均件数の推移と見込み

（単位：件／月）

	第六期			第七期			第九期
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
地域密着型特定施設入居者生活介護	47	47	47	49 (104)	52 (111)	55 (117)	81 (172)

*（ ）は H29 に対する指数

* 27～29 年度の各数値は、各年度 9 月末時点での集計値

8) 地域密着型特別養護老人ホーム

- 地域密着型特別養護老人ホームは、従来の特養と比べて定員を少なくすることで、より地域に密着したサービス拠点となるよう、2014（平成 26）年度に杜松小学校跡地に 1 カ所（定員 29 人）を整備しました。
- 本施設の実績や需要をふまえ、今後の整備について検討していきます。

■月平均件数の推移と見込み

（単位：件／月）

	第六期			第七期			第九期
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
地域密着型特別養護老人ホーム	27	29	29	29 (100)	29 (100)	29 (100)	34 (117)

*（ ）は H29 に対する指数

* 27～29 年度の各数値は、各年度 9 月末時点での集計値

9) 看護小規模多機能型居宅介護

- 看護小規模多機能型居宅介護は、2012（平成 24）年度に「複合型サービス」として創設された小規模多機能型居宅介護と訪問看護サービスを一体で提供するサービスです。
- 一つの事業所が介護と看護のサービスを提供することができるため、柔軟なサービス提供が可能になると期待されており、第六期に2カ所を整備しました。第七期以降についても、各地区のニーズをみながら基盤整備を推進していきます。

■月平均件数の推移と見込み

（単位：件／月）

	第六期			第七期			第九期
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
看護小規模多機能型居宅介護	6	22	26	51 (196)	53 (204)	55 (212)	80 (308)

* () は H29 に対する指数

* 27～29 年度の各数値は、各年度 9 月末時点での集計値

(4) 市町村特別給付

- 市町村特別給付とは、要支援・要介護と認定された被保険者を対象に、保険者が介護サービス（予防を含む）とは別の独自サービスを第1号被保険者の保険料を財源として行う給付（介護保険法第62条に規定）です。
- 在宅介護支援システムの一層の充実を図るため、在宅生活の支援、自立支援の向上が期待できるサービス給付を区独自に展開し、適切なケアマネジメントのもとで住み慣れた地域での在宅生活を支援しています。
- 区では介護予防、重度化予防の観点から、2003（平成 15）年度からリハビリサービス特別給付を市町村特別給付として実施してきましたが、2015（平成 27）年度制度改正をふまえて、給付実績や利用者ニーズ等を検討した結果、一般介護予防事業として実施しています。
- その他、2009（平成 21）年度から、要支援者を中心とした身近な医療機関への通院介助や夜間の安心を確保するための夜間対応サービスなどを創設し、実施してきました。下記の3つの市町村特別給付については、地域包括ケアシステムの理念のもとで、適切なケアマネジメントに基づき、第七期においても継続することとし、在宅介護を支援していきます。

■市町村特別給付の事業

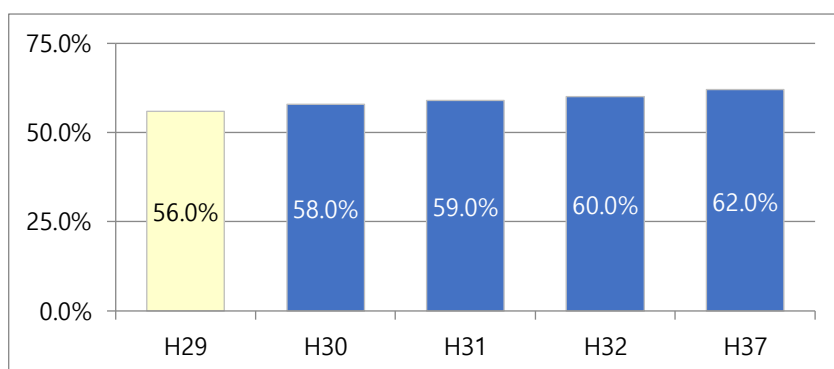
① 要支援者夜間対応サービス特別給付（平成 21 年度から創設）
② 通院等外出介助サービス特別給付（平成 21 年度から創設）
③ 地域密着型ケアハウスサービス提供費特別給付（平成 21 年度から創設）

(5) 在宅サービスの利用率

- 区では在宅介護支援システムを活用し、高齢者の心身状況や家庭環境に応じたサービス提供を行ってきました。今後も、在宅介護支援センターを中心とした適切なケアプラン作成を通じて効率的なサービス提供を図っていきます。
- 第七期の「在宅サービス利用率※」は、第六期までの実績、制度改正等をふまえ、以下のとおり見込んでいます。なお、2015（平成 27）年度制度改正により介護予防訪問介護、介護予防通所介護が地域支援事業に移行し、保険給付限度額管理の対象外となったため、要介護認定者のみを対象としています。

■ 在宅サービス利用率の実績と見込み（要介護認定者のみ）

	第六期	第七期			第九期
	H29	H30	H31	H32	H37
在宅サービス利用率	56.0%	58.0%	59.0%	60.0%	62.0%



* 29年度は、4月～12月末実績値。30年度以降は見込み値。

＝参考＝ 第六期の要介護度別に見るサービス利用率

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
H27	45.5%	56.5%	61.2%	62.5%	67.8%
H28	45.2%	56.8%	61.6%	64.2%	71.9%
H29	46.0%	56.1%	63.1%	64.2%	71.6%

* 27、28年度は実績値、29年度は3月から10月給付分までの平均値

※「在宅サービス利用率」とは、在宅介護高齢者の介護度に応じた保険給付限度額に対する訪問介護、訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリ、通所介護、通所リハビリ、福祉用具貸与、短期入所、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、（看護）小規模多機能型居宅介護、認知症対応型グループホーム、地域密着型通所介護の介護給付の実際に供給されるサービス量の割合

(6) 施設サービス

- 特別養護老人ホームについては、昭和 50 年代以降、計画的な建設構想のもとで、第六期は荏原第 3 地区（100 人定員）と大崎第 1 地区（102 人定員）に各 1 施設を整備し、第六期までに 11 カ所（884 床、地域密着型 1 カ所を含む）を整備しました。第七期は品川第 1 地区（81 人定員）に 1 カ所整備します。
- 老人保健施設については、平成 12 年 5 月に開設したケアセンター南大井（100 人定員）を区内の基幹リハビリテーション拠点に位置付けてきました。
- 在宅重視の観点から、リハビリテーション機能の一層の強化が求められており、これまでの実績をふまえ、一定程度の利用増を見込んでいる他、2018（平成 30）年 6 月に品川第 1 地区に定員 100 人の老人保健施設を整備します。
- 介護療養型医療施設は、2023（平成 35）年度末での制度廃止、介護医療院等への移行などを見据え、段階的な利用減を見込みます。

■月平均件数の推移と見込み

（単位：件／月）

	第六期			第七期			第九期
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
特別養護老人ホーム	938	999	1,085	1,137 (105)	1,180 (109)	1,202 (111)	1,334 (123)
介護老人保健施設	617	581	562	642 (114)	670 (119)	675 (120)	684 (122)
介護療養型医療施設	192	174	157	160 (102)	158 (101)	156 (99)	— (—)

* ()は H29 に対する指数

* 27～29 年度の各数値は、各年度 9 月末時点での集計値

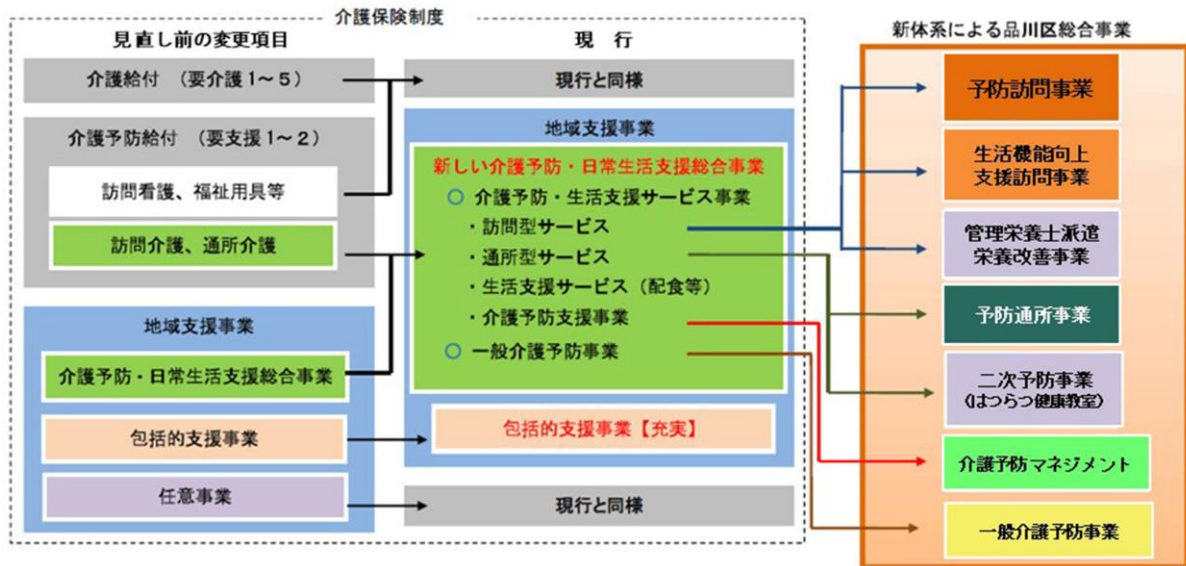
3. 地域支援事業について

- 地域支援事業は、①介護予防・日常生活支援総合事業 ②包括的支援事業 ③ 任意事業の3事業で構成されています。
- 地域支援事業は、要支援・要介護状態となることを予防し、可能な限り地域において自立した日常生活を安心して営むことができるよう支援することや、介護者の支援のほか介護保険制度を安定的に維持するための様々な事業を、区市町村が地域の実情に応じて実施することができます。
- 地域支援事業の財源の一部には介護保険料が充当されますが、2015（平成 27）年度制度改正より財源構成が変わりました。区は、制度改正の動向、第六期までの介護保険制度の運営実績、区民のニーズ、地域の社会資源にかんがみながら、地域支援事業を企画・運営していきます。

（1）介護予防・日常生活支援総合事業

- 2015（平成 27）年度制度改正により、介護予防・日常生活支援総合事業は自立高齢者から要支援高齢者まで多様なニーズに対応して、多様なサービスを地域特性に応じて提供するしくみとなりました。
- 適切な介護予防マネジメントの実施、様々な介護予防・日常生活支援総合事業の充実により、自立支援・介護予防・重度化予防を推進します。
- 要介護認定を受けていなくても、要支援者に相当する状態で、このサービスを利用することで在宅生活が可能となる場合には、総合事業対象者としてサービスを利用することができます。
- 第六期は、これまで介護予防訪問介護、介護予防通所介護を利用していた要支援者が円滑に介護予防・日常生活支援総合事業に切り替わることを優先しましたが、第七期はさらなる事業の充実を図っていきます。

■品川区の総合事業移行のイメージ



(2) 包括的支援事業

- 2015（平成 27）年度制度改正により、包括的支援事業にはこれまでの地域包括支援センターの役割と機能の強化に加え、生活支援体制整備、認知症施策推進、在宅医療介護連携、地域ケア会議推進の 4 事業が追加されました。
- 地域包括ケアシステムの推進に向けた取り組みをより一層強化するため、これまで行ってきた事業の再編を含め、事業のあり方を検討していきます。
→「第四章プロジェクト 1、4、5」参照

(3) 任意事業

- 介護給付費等費用適正化事業、家族介護支援事業、その他事業の 3 つから構成され、介護給付の適正化を中心として被保険者や家族介護者に対する必要な支援を行っています。
- 区では、すでに多くの事業に取り組んでいますが、今後も創意工夫しながら多様な事業を展開していきます。
→「第四章プロジェクト 3」参照

4. 介護保険にかかる事業費の見込みと保険料

(1) 総介護費用と保険給付費の推移と見込み

1) 第七期の保険給付費の見込み

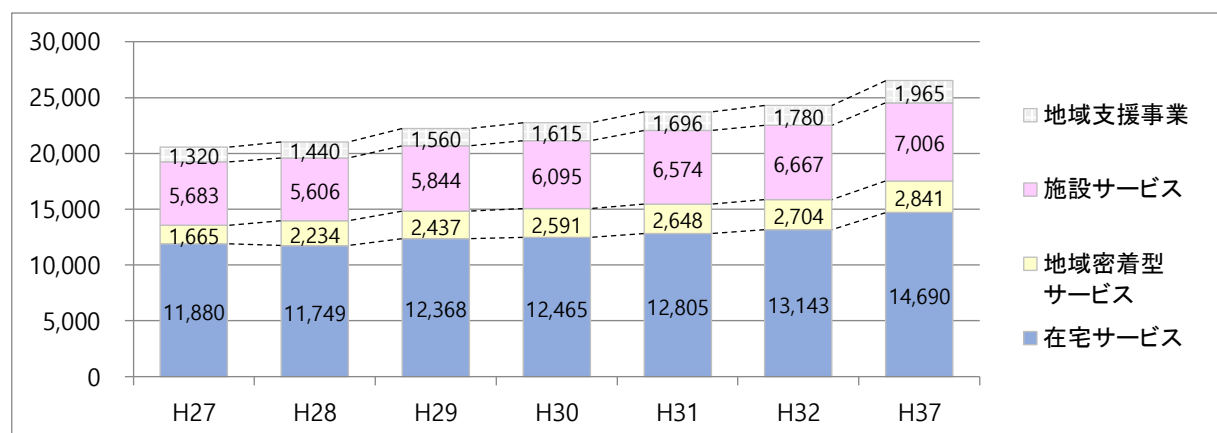
- サービス量等の見込みから、2018（平成 30）年度以降の保険給付費は、下表のとおり推計しています。2025（平成 37）年度の介護保険給付費は、2017（平成 29）年度の約 1.20 倍まで増加すると見込んでいます。

介護保険給付費 〔単位：百万円〕	第六期			第七期			第九期
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
保険給付費 総額 (対前年比)	20,258 (105)	20,764 (102)	21,819 (105)	22,400 (103)	23,327 (104)	23,870 (102)	26,099 —
1. 在宅サービス 計	11,880	11,749	12,368	12,465	12,805	13,143	14,690
予防給付費	628	565	689	703	723	741	1,105
介護給付費	11,252	11,184	11,679	11,762	12,082	12,402	13,585
2. 市町村特別給付 計	13	13	13	13	13	14	18
3. 地域密着型サービス 計	1,665	2,234	2,437	2,591	2,648	2,704	2,841
予防給付費	6	5	5	5	5	5	5
介護給付費	1,659	2,229	2,432	2,586	2,643	2,699	2,836
4. 施設サービス	5,683	5,606	5,844	6,095	6,574	6,667	7,006
5. その他	1,017	1,162	1,157	1,236	1,287	1,342	1,544
高額介護サービス費等	515	663	679	748	785	825	944
特定入所者サービス費	502	499	478	488	502	517	600
地域支援事業	1,320	1,440	1,560	1,615	1,696	1,780	1,965
合計(保険給付費+地域支援事業)	21,578	22,204	23,379	24,015	25,023	25,650	28,064

* 端数処理の都合上、合計と一致しないことがあります。

■ 保険給付費総額推移と見込み

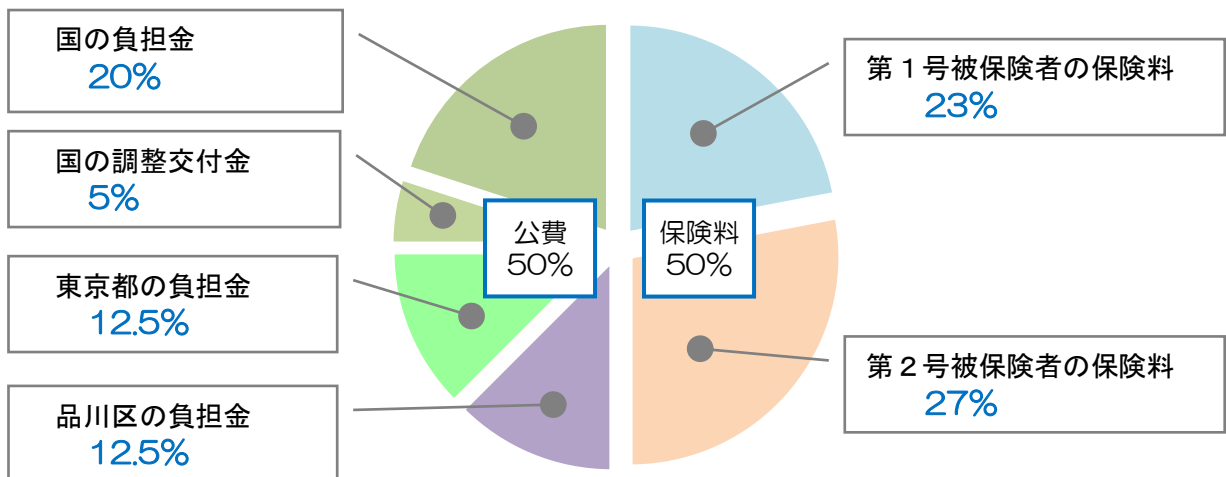
(単位：百万円)



(2) 介護保険にかかる事業費の財源内訳

保険給付費は、区、国、東京都の負担する公費と保険料により賄われます。第七期の保険料の負担割合は、第1号被保険者（65歳以上）の保険料が第六期までの22%から23%に、第2号被保険者（40歳～64歳）の保険料が28%から27%に変更になります。

また、地域支援事業の財源は公費と保険料が充てられます。市町村特別給付は、かかる費用の全額を第1号被保険者保険料で賄います。



*介護保険施設および特定施設入居者生活介護の給付については、国20%、都17.5%の割合となる。

*地域支援事業の包括的支援事業・任意事業は第2号被保険者の保険料は充てられず、国38%、都19.5%、区19.5%、第1号被保険者の保険料23%となる。

(3) 第1号被保険者の保険料基準額と介護給付費準備基金等の活用

品川区では、ケアプランチェック、事業者の指導監査、給付費通知とモニタリングアンケート調査の実施によるサービス評価など、様々な介護給付の適正化策に取り組んでいますが、高齢者数と認定者数の増加に加え、利用率の増加等により、さらに給付の増加が見込まれます。

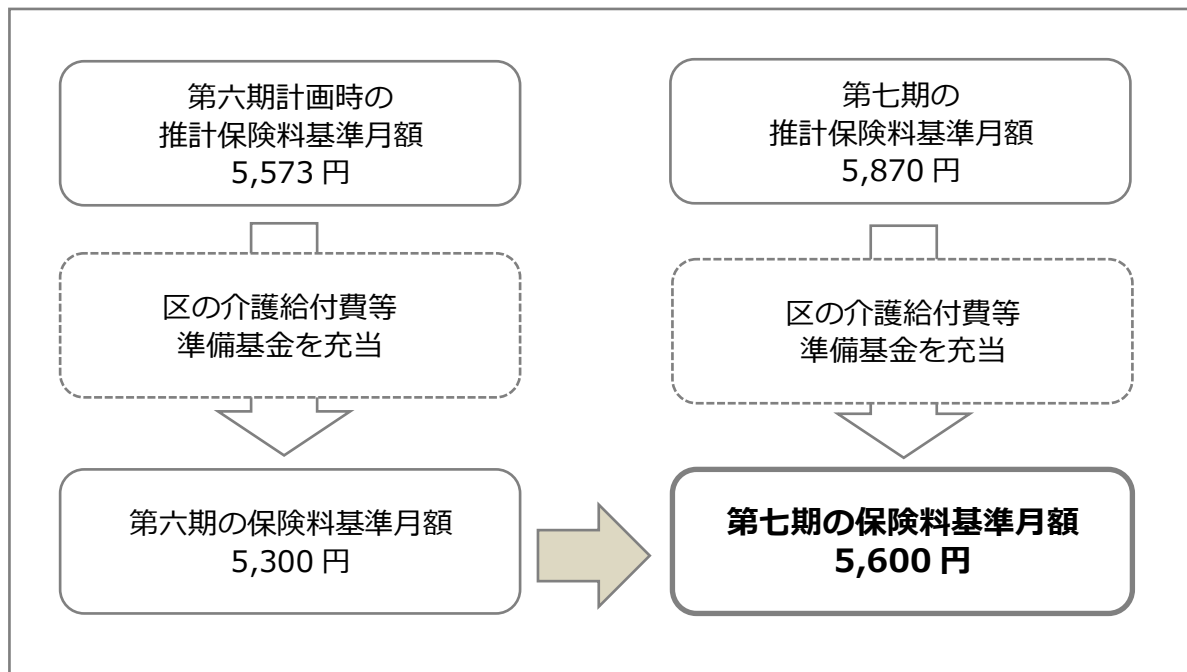
第六期までの保険給付の実績をふまえ、2018～2020（平成30～32）年度の3年間に見込まれる前記「(1) 総介護費用と保険給付費の推移と見込み」から、第七期における保険料基準額は、月額5,870円と推計されます。

第七期に実際にご負担をいただく保険料基準額は、区の介護給付費等準備基金を充当し、月額5,600円を見込んでいます。なお、介護給付費等準備基金の取り崩し後の残金は、大規模災害やその他の不測の事態にも給付を円滑に行うことができるよう準備基金として留保します。

また、高齢者数と認定者数、介護給付費がこのままのペースで増加すると、保険料基準額2025（平成37）年度には月額6,500～7,500円と推計されており、適切な介護保険制度

運営のために給付の適正化、介護予防の推進など、より一層の取り組みが必要になります。

■ 第六期と第七期の介護保険料の比較



■ 介護保険料の推移

	第一期	第二期	第三期	第四期	第五期	第六期	第七期	H37 第九期
品川区	3,300 円	3,300 円	3,900 円	3,900 円	4,700 円	5,300 円	5,600 円	6,500～ 7,500 円
全国平均	2,911 円	3,293 円	4,090 円	4,160 円	4,972 円	5,514 円	-	-
23 区平均	3,048 円	3,304 円	4,157 円	4,105 円	5,133 円	5,667 円	-	-

* H37 の保険料推計では、準備基金の投入を考慮していない。

■第七期介護保険料について（第六期との比較）

（単位：円）

第六期(H27～H29)				第七期(H30～H32)			
段階	対象者	保険料率	年額 (月額)	段階	対象者	保険料率	年額 (月額)
1	①生活保護受給者、②世帯全員が区民税非課税の老齢福祉年金受給者、③中国残留邦人等生活支援給付受給者	0.40	25,440 (2,120)	1	①生活保護受給者、②世帯全員が区民税非課税の老齢福祉年金受給者、③中国残留邦人等生活支援給付受給者	0.40	26,880 (2,240)
2	世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の合計所得金額＋公的年金等の収入金額が80万円以下の人	0.40	25,440 (2,120)	2	世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の合計所得金額＋公的年金等の収入金額が80万円以下の人	0.40	26,880 (2,240)
3	世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の合計所得金額＋公的年金等の収入金額が80万円を超え120万円以下の人	0.55	34,980 (2,915)	3	世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の合計所得金額＋公的年金等の収入金額が80万円を超え120万円以下の人	0.55	36,960 (3,080)
4	世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の合計所得金額＋公的年金等の収入金額が120万円を超える人	0.70	44,520 (3,710)	4	世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の合計所得金額＋公的年金等の収入金額が120万円を超える人	0.70	47,040 (3,920)
5	世帯の誰かに区民税が課税されているが、本人は区民税非課税で、前年の合計所得＋公的年金等の収入金額が80万円以下の人	0.85	54,060 (4,505)	5	世帯の誰かに区民税が課税されているが、本人は区民税非課税で、前年の合計所得＋公的年金等の収入金額が80万円以下の人	0.85	57,120 (4,760)
6	世帯の誰かに区民税が課税されているが、本人は区民税非課税で、前年の合計所得＋公的年金等の収入金額が80万円を超える人	1.00	63,600 (5,300)	6	世帯の誰かに区民税が課税されているが、本人は区民税非課税で、前年の合計所得＋公的年金等の収入金額が80万円を超える人	1.00	67,200 (5,600)
7	区民税課税かつ合計所得金額120万円以下の人	1.05	66,780 (5,565)	7	区民税課税かつ合計所得金額120万円未満の人	1.05	70,560 (5,880)
8	区民税課税かつ合計所得金額120万円以上190万円未満の人	1.20	76,320 (6,360)	8	区民税課税かつ合計所得金額120万円以上200万円未満の人	1.20	80,640 (6,720)
9	区民税課税かつ合計所得金額190万円以上290万円未満の人	1.40	89,040 (7,420)	9	区民税課税かつ合計所得金額200万円以上300万円未満の人	1.40	94,080 (7,840)
10	区民税課税かつ合計所得金額290万円以上500万円未満の人	1.65	104,940 (8,745)	10	区民税課税かつ合計所得金額300万円以上500万円未満の人	1.65	110,880 (9,240)
11	区民税課税かつ合計所得金額500万円以上800万円未満の人	1.95	124,020 (10,335)	11	区民税課税かつ合計所得金額500万円以上800万円未満の人	1.95	131,040 (10,920)
12	区民税課税かつ合計所得金額800万円以上1,200万円未満の人	2.15	136,740 (11,395)	12	区民税課税かつ合計所得金額800万円以上1,200万円未満の人	2.15	144,480 (12,040)
13	区民税課税かつ合計所得金額1,200万円以上2,000万円未満の人	2.35	149,460 (12,455)	13	区民税課税かつ合計所得金額1,200万円以上2,000万円未満の人	2.35	157,920 (13,160)
14	区民税課税かつ合計所得金額2,000万円以上の人	2.80	178,080 (14,840)	14	区民税課税かつ合計所得金額2,000万円以上の人	2.80	188,160 (15,680)

※第七期の保険料率と年額は2018（平成30年）4月時点（公費による軽減を反映済み）のものであり、国の保険料軽減策等により、今後変更となる可能性がある。

(4) 負担の公平化と介護保険料の軽減措置

- 保険料段階については、能力に応じた負担となるよう、第六期同様、14段階とし、合わせて各段階の料率を見直し、負担の公平化を図ります。
- 保険料の上昇にともない、国は消費税を財源とする公費を投入し、2015（平成 27）年度から第1段階と第2段階を対象として、低所得者の負担を軽減しています。
- さらに、区では、低所得者層の負担軽減を図るため、上記の国の低所得者対策に加えて、下記の軽減措置を設けています。
- 軽減対象は、下記のすべての要件を満たすことが必要です。被保険者からの申請に基づき、個別に審査し決定します。
 - ・ 第1号被保険者で、介護保険料の段階が第3段階または第4段階であること。
 - ・ 賦課期日現在の世帯の収入額合計が一人世帯で120万円（1人増えるごとに60万円を加算）以下であること。
 - ・ 資産（300万円以上の預貯金、居住用以外の土地・家屋）を持っていないこと。
 - ・ 区民税が課税されている人と生計を共にしていないこと、区民税を課税されている人に扶養されていないこと。
- 軽減内容
 - ・ 第3段階の保険料（基準額の55%）もしくは第4段階の保険料（基準額の70%）を第2段階（基準額の40%）の保険料額へ減額します。